

**「京都府テレワーク推進センター設置運營業務委託及びデジタル人材雇用促進事業業務委託」  
に関する質疑・回答**

令和4年2月28日回答分

番号	質 問	回 答
共通項目		
1	業務の実施場所について、テレワーク推進センター設置運營業務5名、デジタル人材雇用促進事業業務1名の従事できる執務スペースを使用可能とするとあるが、合計7名以上の使用（配置）は可能か。	京都府が提供する執務スペースについては、仕様書に記載のとおり、原則として合計6名の使用（配置）でご提案をお願いします。
2	執務スペースは京都経済センター3Fのどの部屋を想定されているか。	京都府が提供する執務スペースについては、会議室3-A（面積：31㎡）を想定しています。
3	各事業の財源はどこからのものか。財源が複数ある場合はその割合は各何割か。	各事業の財源は以下のとおりです。 ○京都府テレワーク推進センター設置運營業務委託 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」 ○デジタル人材雇用促進事業業務委託 「地域活性化雇用創造プロジェクト（地域雇用再生コース）」
4	意見聴取会の参加人数に制限はあるか。リアル開催の場合、リアルに加えWEBで参加することも可能か。	参加人数については、1提案者につき最大3名でお願いします。 また、リアルに加えWEBで参加することは認めません。
5	体制に必要な有資格者について、直接雇用せずに委任契約等で配置することは可能か。 また、有資格者が個人事業主である場合も配置することは可能か。	各事業について、いずれの場合も配置することは可能です。
仕様書（京都府テレワーク推進センター設置運營業務委託）		
6	5（1）について、「委託期間中無償で提供する」とある	京都府が提供する執務スペースについては、賃借料及び光熱水費は京都府で負担しま

	が、光熱費・電話などの通信費、その他の負担は必要か。	すが、電話などの通信費、その他の負担については受託事業者負担となります。 受託事業者において確保するスペースについては、全て受託事業者負担となります。
7	7（2）オについて、多様な働き方推進事業費補助金（子育てにやさしい職場づくりコース）申請件数 15 件とあるが、テレワークコースと同様に申請書の点検業務も含まれるのか。また、具体的な業務内容は何か。	多様な働き方推進事業費補助金（子育てにやさしい職場づくりコース）に係る業務については、中小企業等に対して本補助金の活用を促すとともに必要な助言を行うこととしております。申請書等の点検については含みません。
仕様書（デジタル人材雇用促進事業業務委託）		
8	5（4）について、AI活用等研修受講の支援とは具体的にどのような内容か。 また、受講は 60 人程度を想定されているが受講費用の負担として一人当たりの金額はいくらを想定されているか。	本項目については、AIの活用に関する知識等を習得したい求職者等に対して、京都府が指定する大学機関等が提供する研修を受講するための支援を行うものであり、事務手続きについては、研修提供先との調整、受講希望者の募集、研修提供先への申し込み、受講料支払などを想定しています。 また、一人当たりの負担額は 20,000 円程度（税抜）を想定しています。
9	5（5）ウについて、ジョブこねっとの活用とあるが、具体的にどのような時にどのように使用するのか。	就職フェアなど様々な機会を通じて、求人企業及び求職者にジョブこねっとの登録を勧奨してください。その他センターに関わる企業や利用者についても登録の勧奨をお願いします。登録により求職者に対してシステムから紹介状の発行が可能となりますので、就業支援に活用してください。
10	5（5）ウについて、求職者と求人のジョブこねっとへの登録は、当該事業からのリードで登録されたことが判別される仕組みになっているのか。	本事業からの申し込みであることが判別できる仕組みを導入します。
11	5（5）ウについて、ジョブこねっとTOPページ下部のお問い合わせ欄について、企業の方が中小企業人材確保・多様な働き方推進センターになっているが、京都府テレワーク推進センターが追加される予定はあるか。	当該箇所はジョブこねっと全般に係るお問い合わせ先であるため、令和4年度も引き続き中小企業人材確保・多様な働き方推進センターのみ記載される予定ですが、本事業については、別途専用の募集ページを設置します。
12	5（5）ウについて、京都ジョブパークの個人情報管理規	ジョブこねっとを通じて取得した個人情報は京都ジョブパークへの登録となり、取得

	定上、京都ジョブパークへの登録となっているが、本事業において個人情報を取得・管理する主体は受託事業者ではなく京都府という理解で良いか。	する主体は京都府となりますが、本事業の遂行に必要な個人情報は京都府から受託者に提供しますので、管理については受託事業者も行っていただきます。
13	5（5）ウについて、令和3年度の本事業において取得した求人企業及び求職者等の情報について、ジョブこねつとに登録する必要はあるのか。	令和3年度事業で取得した情報については必要ありませんが、当該求人企業及び求職者等が令和4年度に改めて本事業を利用される場合は、その際にジョブこねつとに登録いただくようご案内をお願いします。
14	5（5）ウについて、JPシステムを使用しての運営となるのか。使用するのであればどのような流れで使用する想定をされているのか。	本業務の運営において当分の間、JPシステムは使用しない予定です。
15	5（5）エについて、定着支援とはどのように実施する想定か。	架電により、就職後の定着状況の把握や、必要に応じて就職後の不安や悩み等に対するカウンセリングの実施等を想定しています。
16	7（2）ウ、エについて、カウント方法はそれぞれ何をカウントできるのか。新規登録のみのカウントになるのか。	<p>ウについては、本事業を通じてジョブこねつとに新規登録した求職者の数です。</p> <p>エについては、ジョブこねつとの新規求人件数であり、同一企業が年度内に異なる求人を複数回掲載した場合はそれぞれカウントできます。</p> <p>以上を踏まえて、仕様書7（2）ウ、エについて、以下のとおり訂正します。</p> <p>ウ ジョブこねつとの新規登録求職者数 250人</p> <p>エ ジョブこねつとの新規求人募集件数 150件</p>